

関係機関一覧

主な内容	機 関 名	職 名	主な業務内容・相談内容	※ 連絡先
教 育	教育委員会	指導主事等	◇教育課程、学習指導、生徒指導等に関する相談・指導・助言	
	教育相談室	臨床心理士等	◇性格・行動、精神症状、心身障害、学校生活、家庭生活等教育に関わる問題の相談・援助	
	適応指導教室	指導員等	◇集団活動等を通して、不登校児童・生徒の学校復帰への支援	
保 健 ・ 衛 生 ・ 医 療	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	医師、薬剤師	◇保健管理、健康診断、保健指導、健康相談	
	保健所、保健相談センター等	医師、精神科医師、保健師、心理相談員	◇健康相談、健康診査、保健指導 ◇伝染病等発生時の助言 ◇母と子の健康や精神保健相談等の保健全般に関する相談	
	精神保健福祉センター	精神科医、精神保健福祉士等	◇精神保健に関する複雑・困難なケースの相談や指導	
	保健医療情報センター	保健師、看護師等	◇保健医療福祉に関する相談、医療機関に関する情報提供 ◇コンピュータ、外国語による相談	
	医療機関、病院等	医師、心理等	◇心身の疾病等に関する相談・診断・治療や予防・啓発	
福 祉	児童相談所	児童福祉司、心理、医師等	◇児童虐待、養育困難等の養護相談、非行、心身障害、不登校、しつけ等の育成相談、里親に関する相談、愛の手帳の申請等	
	一時保護所	福祉職、心理等	◇緊急保護、指導方針を決定するための保護、治療指導の保護	
	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援ワーカー	◇子育て、家庭生活に関する相談 ◇子供家庭在宅サービス等の提供及び関係機関の調整	
	福祉事務所	ケースワーカー、母子相談員等	◇福祉に関する相談の総合窓口 ◇生活保護、保育所や母子生活支援施設の利用、身体障害者（児）、知的障害者（児）、ひとり親家庭などの相談・指導	
	児童自立支援施設	福祉職、心理	◇不良行為を行った児童等への適切な環境の付与 ◇生活指導、学習指導、職業指導等を通じた心身の健全な育成及び自立支援	

主な内容	機関名	職名	主な業務内容・相談内容	※連絡先
福祉	児童養護施設	児童指導員等	◇2歳以上の保護者の監護を受けられない児童、虐待されている児童等を養育	
	女性相談センター	婦人相談員 心理、医師等	◇夫からの暴力や離婚等女性が抱える問題の相談、一時保護に関する相談	
司法・保護・矯正	警察署少年係	警察官、婦人補導員等	◇非行少年等の補導・保護・注意助言 ◇少年相談の受理、継続補導の実施	
	少年センター	少年相談専門職員、警察官等	◇子供の非行、問題行動、しつけに関する相談 ◇子供の犯罪被害に関する相談	
	家庭裁判所	調査官等	◇非行少年についての調査、審判 ◇家庭や親族に関する問題についての審判や調停	
	少年鑑別所	心理	◇家庭裁判所から送致された少年の収容、資質等の鑑別 ◇学校や家庭からの青少年心理相談	
	保護観察所	保護監察官、保護司	◇保護観察処分を受けた少年に対して、遵守事項に関わる指導・監督とともに、立ち直りへの援助 ◇非行少年や犯罪者の更生保護及び犯罪の予防活動	
	少年院・刑務所等	少年院教官	◇少年院送致の保護処分を受けた少年を収容し、矯正教育を実施	
就職	公共職業安定所	職業相談員	◇新規学卒就職者や事業主への相談 ◇職業紹介、職業指導 ◇障害者への専門相談	
その他、地域の各委員、委員会	民生・児童委員	—	◇地域の児童等の保護、保健・福祉に関する援助・指導 ◇福祉事務所や児童相談所との協力	
	青少年委員・体育指導員	—	◇余暇活動の指導、青少年団体の育成 ◇自主活動の援助、リーダーの育成	
	少年警察協助力	—	◇非行を防止するための相談、指導	
	青少年指導員・青少年相談員等	—	◇地域における青少年の健全育成のための助言・指導等の諸活動	

※連絡先の空欄には、最寄りの関係機関の連絡先を記入し、学校に掲示するなどして活用してください。